

ウクライナ避難者支援 のための情報共有会議 — 第5回議事メモ

日時：2022年10月14日（金）18：30～20：30

開催方法：オンラインzoom

参加者：67名

* 団体、個人名については敬称略にて掲載しております。

挨拶、会議の趣旨、開催経緯

あいち・なごやウクライナ支援ネットワーク／認定NPO法人レスキューストックヤード 代表理事 栗田暢之

すでに各地域で様々な支援が実施されています。それぞれが大切な取り組みです。

そのうえで、

- 官民が持てる情報を共有しましょう。
- 互いの過不足を補い合しましょう。
- 共に連携・協力し合い、より有益な支援につなげていきましょう。

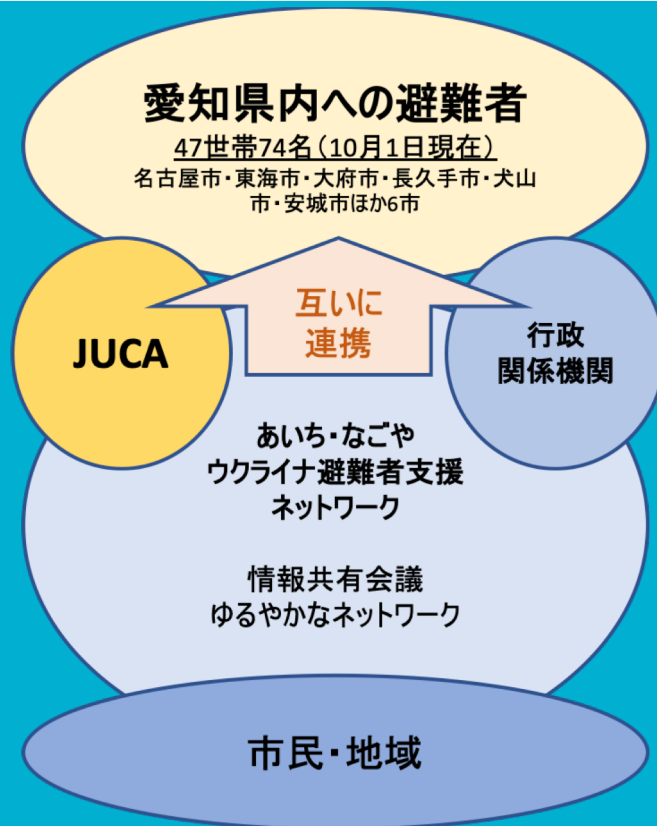
「暮らし」とは、

衣食住・モノ・お金・仕事・教育・医療保健
福祉・心のケア・コミュニティ・言語・・・
緊急的、そして中長期的な視点が必要

「みんなの願い」は、

避難者「一人ひとり」のいのち・暮らしが守られること

行政・JUCA・支援団体等による支援
地域を基盤とする支援



挨拶、会議の趣旨、開催経緯

あいち・なごやウクライナ支援ネットワーク／認定NPO法人レスキューストックヤード 代表理事 栗田暢之

<これまでの情報共有会議で確認したこと>

- 提供型支援より、必要なときに地域や就職先などその場その場で相談に乗れること。緩やかにつながり、ニーズに応じた支援ということを通の着地点にしたい。それぞれの支援の強化のためこのネットワークを活用していただきたい。
- 行政、専門職、民間、個人・・・できること・できないことが違う。できないことはカバーし合い、横の連携を広げることによって、避難者一人のために力を合わせることが大事。
- 物の支援だけではなく、就業、教育、コミュニティ。言語の問題など中長期的な支援が必要。

<今後に向けて>

- ・避難者の皆さんと信頼関係を醸成し戸別訪問をしたり、県域では広いので地域ごとに相談体制を確立させて一人ひとりのいのち・暮らしが守られる支援をしていきたい。
- ・大雨や台風が来る前の備えをウクライナ語にしたいと思っているが作業が間に合っていない。台風慣れていない避難者の方にRSYとして防災情報をどう届けるかというのは課題。
- ・静岡や小松の災害では、相談会、炊き出し、足湯サロンなどを展開している。東海地方で起こった時にこういったことを外国人の方にも提供したい。得意ジャンルや各自が持っているスキルを活かしてウクライナ避難者の方にも支援を進めたい。自戒も込めて発表させていただいた。

JUCA (NPO法人日本ウクライナ文化協会)

理事長 川口リュドミラさん、副理事長 榊原ナターリアさん

●最近の避難者の状況、今後の課題

<榊原ナターリアさん>

- ・物資はたくさん届いており、皆さんの支援に感謝している。避難民の皆さんも喜んでいいる。
- ・支援は終わっていない。戦争が続いており、避難民が愛知県にも増えてくるだろう。
- ・引っ越す人もおり家具家電が必要。協力をお願いしたい。
- ・昨日（10月13日）行われたつどいの場で地震、津波の話があり参加者から質問がたくさん出た。もっと詳しく紹介する必要があるためRSYに協力をお願いしたい。地震を経験したことがないため、話を聞いて怖くなった人も多い。心の準備、備えを避難者に伝えることが必要だと感じた。

<川口リュドミラさん>

- ・戦争が当初ここまで長引くと思っておらず、帰国したい、家族に会いたい人が増えてきた。2～3週間くらいの期間で一時帰国する人が出てきている。ただ、先日戦争が激化したので、怖い、日本に戻りたいがどうしようという声もあった。
- ・日本の冬は寒い、ウクライナは室内はセントラルヒーターで風呂もトイレも家中温かく、日本と暖房の使い方が違う。過ごす部屋だけ暖房を使うという日本とは全く違う。冬の過ごし方の知識や冬服が必要。
- ・布団や暖房の物資支援が必要になってくる。日本の夏は暑くて大変だったが、初めての冬もまた大変。

あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワーク

あいち・なごやウクライナ支援ネットワーク／事務局 加藤

<最近の取組>

- ・つながりのある企業や団体からの食品・物資提供
(普段は賞味期限が長いものを置いているが、生鮮食品やチーズなどを提供いただいた際は飛ぶようになり、喜ばれた)
- ・生活物資お届けとともに、避難者の自宅訪問
- ・自治体への訪問やヒアリング(居住している避難民の現状や支援情報の意見交換)
- ・イベント: 100円マーケット(自分で衣料品を購入することで、支援されるという気持ちが少しでも軽減されればと企画。100円の売り上げはウクライナ支援に活かすため調整中)

<名古屋支支援登録窓口の状況>

- ・現状(9/5→10/14現在)
 - * 支援登録件数 企業・団体 42件→45件
個人 118件→138件
 - * マッチング件数 企業・団体 18件→31件
個人 25件→31件
- 物資支援15件(団10+個5)/運搬ボランティア4件(企3+個1)
- * マッチング進行中・芋ほりイベント
 - ・はりきゅうイベント
 - ・物資提供宅から避難宅への運搬
- * その他 個別訪問予定(避難者のニーズを把握できるように)
- ・リピーターの方より複数件提供いただき、件数が伸びた。
- ・物資棚への陳列も手伝っていただいている提供者がいてありがたい。
- ・物資運搬ボランティアの方が、JUCAのウクライナ語教室に参加されるようになった。こうしたつながりを広げていくことが大事だと思っている。

<今後の課題>

* 新規避難者への家具・家電等をはじめ生活用品一式の調達。また、入居済みの方の不足している物資の調達。特に、エアコン・給湯器・暖房用品(冬に備え給湯器や暖房の調達が急務。ぜひアイデアを聞かせていただきたい。)

* 避難者によって情報にアクセス出来る速さに個人差があり、情報へのアクセスが良い方ほど早く必要な物資を手に入れられる状況がある。→個別訪問で状況を丁寧に把握していくことで情報格差をなくしていきたい。

* 既に登録済みの企業や個人の方から再度提供を受けているので件数として増加。一方で、新規は相変わらず落ち着いてきているため、広報等早急な対応が重要。

* 支援登録してくださった方への情報フィードバック

<最近の取組>

- ・10月1日時点の県内避難者74人と公表している。
- ・寄せられた寄付を活用して、生活一時金の支給やSIMカードを配布している。また、タブレットは希望する方全てに貸与している。
- ・オンライン日本語教室事業。9月6日開始、7～8名が常に参加していて熱心に学んでいる様子。ウクライナ語の通訳があるので、会話をしながら、親しみやすい雰囲気での授業ができています。基礎的な買い物に必要な会話などを学んでいる。12月13日まで継続予定。随時参加可能。
- ・コーディネーター派遣事業。ウクライナ語通訳者とともに個別訪問し、日本語学習状況の把握、悩みや相談について一緒に話を聞くという場を設けている。先日犬山市を訪問し、来週は東海市を予定している。県内全市に連絡して、避難者本人の希望を聞きつつ訪問を調整している。
- ・寄付物品配送事業について。(株)コケナワに委託。寄付頂いた物資を避難者に配送している。10月上旬に2回目の配送をした。生活必需品を中心にしてきたが、今後の配送に向けてアンケートの展開を予定中。ニーズを把握し、ニーズに沿った物資を提供していきたい。

ウクライナを支援する愛知の司法書士有志の会

加藤芳樹さん

・避難者と接する中で多岐にわたる質問を受けることが多いと思う。名古屋市主催のつどいの場でも行政手続き関連のたくさんの質問が出たと聞いており、「ウクライナを支援する愛知の司法書士有志の会」よりお話し頂くことになった。

・以下の話は、現場で支援にあたっている方は知っているということも多いと思うが、少しでも役に立てればと準備した。

【1】来日後の手続きの流れ～在留資格と保険関係を中心として～

(1) 在留資格「短期滞在(90日)」で来日

(2) 在留資格を「特定活動(1年)」に変更

(3) 市町村役場で住民登録を行う。在留カードを持参して住居地の届出もします。

→国民健康保険又は後期高齢者医療保険及び国民年金保険の加入手続きをする。

●国民健康保険：3か月を超えて日本に滞在する住民登録のある方は外国人(会社の健康保険に加入していない75歳未満の方)であっても加入義務がある。

●国民年金保険：日本に住む20歳以上60歳未満の方は、外国人の方を含めて国民年金保険に加入し、保険料を納めることが法律で義務づけられている。*令和4年4月分から令和5年3月分の国民年金の月々の保険料は16,590円(保険料免除制度がある。個別に要確認)

●後期高齢者医療保険：75歳以上の方に加入義務がある。

●介護保険制度：3か月を超えて日本に滞在する住民登録のある40歳以上は日本人同様に適用あり。

※身元引受人がないウクライナ避難民の場合は、(公財)アジア福祉教育財団難民事業本部に保険料の領収書を送るなどすると補助していただける制度があります。要確認。

※その他、手続きしたほうがよいこと 以下の出入国在留管理庁のホームページ([日本に在留しているウクライナのみなさんへ/Українцям, які проживають в Японії. | 出入国在留管理庁 \(moj.go.jp\)](https://www.moj.go.jp)) を参照してください。

・ウクライナ避難民であることの情報登録(申請先: 外国人在留支援センター (FRESC) <https://fresc.jp/>)

・ウクライナ避難民であることの証明書(在留カードと別に発行されている)*行政等から支援を受けたり金融機関で口座を作るときに在留カードなどの本人確認資料と共に担当者に見せることを想定しているものです。

(4) 銀行口座の開設

(5) 必要により支援金等の受け取り

→例: 愛知県は生活一時金20万円

ウクライナを支援する愛知の司法書士有志の会

加藤芳樹さん

(6) 必要に応じて就業又は就学

以下、就労に際し行なわれる手続き

* 適用事業所（法人で常時従業員を一人でも使用する事業所、個人事業者の場合は、一部業種（農林水産業、飲食店、サービス業などを除く）を除く常時5人以上の従業員を使用する事業所）に雇用される健康保険（75歳未満の方）・厚生年金保険（70歳未満の方）の対象者（適用事業所で使用される週30時間以上勤務する者、週30未満の短期労働者も対象となる場合がある（詳細は資料参照））に対するこれらの加入手続きを事業者が行う。

* 労災保険はすべての労働者対象。適用事業所は一人でも労働者を使用する事業所で、手続きは事業者が行う。

* 週の所定労働時間20H以上で雇用見込み期間が31日以上で満65歳未満の方は雇用保険の被保険者となる。適用事業所は労災保険の適用事業所と同じです。手続きは事業主が行います。

* 国民健康保険に加入していた方が職場で健康保険に加入したとき又は他の健康保険の被扶養者になったときは、原則14日以内に国民健康保険喪失の手続きを市町村役場で行う。この手続きは国民健康保険に加入していた方が自ら行います。

ウクライナを支援する愛知の司法書士有志の会

加藤芳樹さん

【2】就業について

- ・在留資格が「短期滞在」の場合は就労不可
- ・在留資格を「特定活動（1年）」に変更した場合は就労可能だが、以下の業務はできない。

○お客さんを接待する飲食店など ○遊技場として営業しているお店

○そのほかの特定の飲食店（ナイトクラブ等）○性的サービスを提供するお店

（これらのお店で働くことは清掃業務等直接お客さんを接待しない業務でも禁止されている）

※『ウクライナ避難民の「特定活動」では働けない仕事について』 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001373643.pdf>参照

※上記のほか日本人でも免許や資格がないとできない仕事は、その資格がないとできない。

※就労の場合の具体的な相談窓口が出入国管理庁「ウクライナ避難民ヘルプデスク」に設けられている。以下URL参照。

https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/01_00254.html

- 留学ビザで来日している場合→資格外活動許可を得れば、規定時間内で就労可能。
- 労働関係法令は外国人であっても適用される。
 - ・パートタイマーでも要件（半年間継続して雇われ全労働日の8割以上出勤）を満たせば有給休暇がもらえる。
 - ・残業手当が支給されないなどのトラブルが発生したら相談してほしい。労働災害による治療等は労災保険を使用し、その他の傷病等で医者にかかる場合は国民健康保険または健康保険を利用する。

ウクライナを支援する愛知の司法書士有志の会

加藤芳樹さん

【3】在留カード、パスポートなど

・パスポートまたは在留カードは携帯義務がある。在留カードを持っていればパスポートは携帯する必要はない。在留カードを常に持っていてほしい。

【4】社会保険・年金

・外国人の方への年金の考え方→10年間加入しないと年金を受け取ることができないが、厚生年金と国民年金保険の脱退一時金制度がある（例えば、5年間日本にいたあとにウクライナへ帰国した際に、保険料の一部が返還される制度がある。添付資料を参照してほしい。）

【5】補助金など

- 1.自治体の児童手当等
- 2.日本財団の渡航費、生活費、住環境整備費支援
- 3.自治体の生活支援金
- 4.事業者に対する助成金
 - ・日本財団助成プログラム
 - ・厚労省特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金

【6】ウクライナ語による総合的な支援案内窓口や外国人が日本で生活するうえで必要な情報別添資料参照

ウクライナを支援する愛知の司法書士有志の会

加藤芳樹さん

【7】税金関連

義援金に関する国税庁Q&A（右記URL）<https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/topics/saigai/160422/06.htm>

「3 義援金を受け取った場合の課税関係」欄参照

[Q11]地方自治体から義援金を受け取りました。この受け取った義援金の課税関係はどうなりますか。

[A]個人（被災者）の方が、地方自治体（都道府県や市町村など）から受け取った義援金は、所得税法上、非課税となります。なお、この配分を受けた義援金は、資産の損害の補てんを目的とするものではないことから、雑損控除における損失額の計算上、その金額を控除する必要はありません。

（補足）→国民が災害により義援金を受け取った場合、非課税となるため、ここから推測すると支援金を受け取っている避難民についても非課税となるような気がするが、個別に税務署や税理士に確認してください。

=====

ウクライナから避難された方の雇用について（事業主の皆さまへ）

（徳島県HP右記URL参照：<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/shushokushien/7205290/>）

Q8：外国人に係る所得税の取り扱いはどうなりますか。

A8：外国人の労働者に給与等を支払う場合は、所得税の源泉徴収が必要であり、その対象となる収入の範囲及び方法は「居住者」か「非居住者」であるかによって異なります。詳しくは、最寄りの税務署までお問い合わせください。

Q9：外国人に係る住民税の取り扱いはどうなりますか

A9：1月1日現在、居住者として日本に住んでいた場合は、納税義務者となります。詳しくは、最寄りの市町村役場までお問い合わせください。

（補足）→原則として課税されるものであるが、各行政で非課税措置を行っている場合もあるのではないかと。個別に市町村役場または税理士にご相談ください。

=====

外国人が就労した場合の税金に関する手続き 出入国在留管理庁：生活就労ガイドブック 以下URL参照

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930004435.pdf>

ウクライナを支援する愛知の司法書士有志の会

加藤芳樹さん

◆会場からの質問

Q：来日して3か月は働けないということであったが、ウクライナから仕事を持ってくる場合（例：オンラインの語学の先生などどこでも働けるような仕事）はどのようなビザになるのか？

→短期滞在資格の間に認められる活動は法律上次の通り。＜「本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動」です。収入を伴う事業を運営する活動又は報酬(業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時の収入その他法務省令で定めるものを除く)を受ける活動は、資格外活動の許可を受けない限り行えません＞本質問の業務は、業務連絡その他これらに類似する活動でも、短期商用目的での労働でもない。よって資格外活動の許可を得ない以上「短期滞在」の在留資格では行えない活動と思われる。短期滞在から特定活動に在留資格が変更されるまで、一旦仕事を中断して、特定活動の在留資格に変更してからお仕事をした方が無難と思う。

＜はじめから「特定活動」の在留資格で来日することはできないか＞

「特定活動(1年)」という在留資格は、この度のウクライナの状況を鑑みて法務大臣が人道上その他の特別の事業があるとして特別に認めた告示外特定活動。告示外特定活動の場合には、在留資格認定証明書は交付されないのので、他の在留資格から「特定活動」へ在留資格の変更許可を受ける必要があり、「特定活動」の在留資格で来日させることはできない。なお、短期滞在の在留期間が満了するのを待ってから特定活動に切り替える必要はなく(在留期間が経過すると原則として不法残留となる)、来日後すぐに「短期滞在」から「特定活動(1年)」への在留資格変更許可申請が可能となる。

ウクライナの文化習慣-キーウに住んで 藪崎義雄さん

司会：ウクライナ人と接する上で、日本人の視点から見たウクライナと日本の違いは非常に参考になると思いお話をお願いした。支援者や支援を考えている方にヒントになるのではと思う。

藪崎さん

- ・2013年9月からキーウで生活。日本語教育に携わり、2年前に法人を立ち上げた。妻がウクライナ人。
- ・ロシア侵攻後、ポーランドを経て実家のある名古屋へ避難してきた。キーウからリビウまでなんとかたどり着き、ポーランド国境近くの街へようやく避難した直後、ポーランド人が炊き出し、生活物資、飲みもの等たくさんの支援があった。大変寒い早朝4時、カップラーメンを食べた時にホッとしてなんと美味しいのだろうと思った。強烈な思い出であり、この瞬間のことはこれからも死ぬまで忘れないだろう。どの難民も言葉では表せないほどの感謝の気持ちを胸に刻んでいるだろう。ウクライナ国籍ではない自分は難民ではないが、難民を代表して支援をしてくださっていることに対して感謝の意を伝えたい。
- ・10年のウクライナでの生活。端的に言うと、旧ソ連をしっかりと生きた世代とそうでない世代で大きな違いがあると感じた。今はまだ若い世代の親が、旧ソ連を生きた世代になるので違いはわずかだが、今後ますますこの違いが大きくなるだろう。

ウクライナの文化習慣-キーウに住んで 藪崎義雄さん

・ウクライナ文化として「笑顔をあえて作るということをしなない」人が多いように思う。日本人は、ここはちょっと笑顔を見せておいた方がいい場面は笑顔を見せるが、ウクライナの人はそのようなことをしなない。真顔で喜んでいないように見えても、喜んでいゑる。気にせず接していただけたらと思う。もう一つ、話すことが大好きな人が多い。男女共に、目の前にコーヒーとケーキがあればいくらでも話し続ける。千差万別、十人十色ではあるが、話好きな人が多いという印象。しかし、旧ソ連をしっかりと生きた人は外国語学習の経験がない人が多い。当時、外国語を学ぶといえば、英語ではなく、ドイツ語を学ぶ人が多かった。そのため、つどいの場に参加して、話すことが大好きでも自由に話すことができないという辛い状況にいる人が多いのでは。しかも、顔は真顔。英語も日本語も通じないが、ガンガン話しかけてほしい。「こんにちは」はみんな理解できる言葉。積極的に話したりジェスチャーを取るなどして、心は通じる。込み入った話や悩みを抱えていたら、ポケトークなどを活用して意思疎通は可能。ぜひ話しかけていただきたい。

・これから冬になる。来日初めての人にとって、日本は温かい南国というイメージを持っていて、北国のウクライナから来たのだから大丈夫とタカをくくっている人も多い。日本は本当に寒くなるとしっかり伝えて欲しい。暖房器具を支援いただけたら、灯油ストーブはやめておいた方がいい。ウクライナはセントラルヒーティングで常時温かいのが当たり前の生活。灯油ストーブは全く使い方がわからない人がほとんどのため、事故につながり危険。電気暖房器具がよい。

・このような避難者支援の話し合いを継続されていることに驚き、感激している。

情報共有／質疑応答

- ・ JUCAとして発言したい。日本へ避難しているウクライナ人の中にはロシアを応援している人がおり、今は避難民として同じように支援を受けているが、彼らを支援することはロシアに支援をするということになりかねないので注意喚起をしたいと思っている。私達は、ウクライナを応援したい、戦争から逃げてきた人たちを支援したい、ウクライナへ支援金を送りたい。心からウクライナを応援している私達には、この問題は辛いことである。
- ・ ウクライナ大使からも、JUCAに対し、ロシア側の人への支援をして欲しくないと言われている。
- ・ 支援団体の皆様にも、この問題についてよく考えていただきたい。
- ・ あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークとしては、様々な企業・団体と避難者をつなぐ支援窓口をさせていただいてきて、その中で段々わかってきた問題であるので、すぐに解決できることではないと思っている。十分に話し合いを重ねていきたい。

ブレイクアウトルーム共有

ブレイクアウトルームでは、参加者4-5名程度で1グループとなり、自己紹介、活動の共有などを行った。グループで話し合われたトピックは概ね以下の通り。

- ウクライナ国内でのロシアに対する考え方
- ロシアからの避難者来日の可能性
- 難民支援現場において（背景や立場、思想等）異なる当事者それぞれへの対応をどう行っているか。ウクライナ避難者のケースとの相違点について
- 東日本大震災における、東北や関東からの避難者支援経験の共有
- 来日から時間が経過した避難者へのやりがいづくり、場づくり支援（言葉の問題がなくできる活動～刺繍の例を元に）
- 最近愛知に來られた避難者の事例を元に、就労と税金関連のアドバイス
- 他県の避難者受け入れ事例の共有